

派遣会社の皆様へ

前回改正：平成 24 年 10 月 1 日
平成 27 年 9 月 30 日施行

改正

労働者派遣法

対策は万全ですか?! マイナンバー対応は?



改正に伴い対応が必要な業務

詳細は厚生労働省のページで⇒



主なポイント

- 1** 派遣期間規制（期間制限）の見直し **既派遣社員への影響調査要**
26 職種による判断廃止、事業所単位・個人単位の期間制限新設
- 2** 派遣労働者と派遣先の労働者の均衡待遇確保 **現状再調査要**
特に、派遣先との派遣料金の交渉、派遣労働者のキャリアアップの成果を賃金表に反映させるなど
- 3** 雇用安定措置（雇用を継続するための措置）の義務化 **顧客先との関連強化要**
派遣先への直接雇用依頼・新たな派遣先の提供・派遣元 事業主による無期雇用 ほか必要な措置
- 4** 派遣労働者のキャリアアップ推進 **現在の教育方法の見直し要**
段階的かつ体系的な教育訓練の計画策定・実施、キャリア形成支援窓口設置

☆特定労働者派遣事業は平成 30 年 9 月 29 日まで。すべて許可制に

平成 24 年 10 月の主な改正内容

- ① 30 日以内の日雇派遣は原則禁止
- ② グループ企業に派遣する割合は全体の 8 割以下に制限
- ③ 離職後 1 年以内の人と労働契約を結び、元の勤務先に派遣することの禁止
- ④ マージン率や教育訓練に関する取り組み状況などの情報提供義務化
- ⑤ 「労働者派遣に関する料金額（派遣料金）」の明示義務化
- ⑥ 労働契約締結前に、賃金の見込み額・待遇、派遣会社の事業運営の説明義務
- ⑦ 無期雇用機会の提供、紹介予定派遣対象とし、派遣先での直接雇用を推進
- ⑧ 無期雇用か有期雇用か記載必要
- ⑨ 同種の業務の賃金水準、職務の内容、職務の成果、意欲、能力、経験などに配慮。教育訓練や福利厚生均衡配慮